

白河市ビジネスチャンス支援事業補助金のご案内

新たな取引先や事業提携先の開拓等を目的に展示会等へ出展する場合に、その経費の一部を助成します！

- 対象者
- 市内に住所を有する又は市内に主たる工場若しくは事業所を有する中小企業者等
又は市内中小企業等を中心とする中小企業グループ
(※市税等に滞納がある場合は、補助対象者とはなりません。)

補助率 **2 / 3**
最大 **30万円**
※通算3回まで

●補助対象経費

項目	内容
出展料（小間料）	出展に要する経費（照明・看板等の装飾費、備品リース料、光熱水費等）
会場設営費	会場セッティング・装飾費用
通信運搬費	外部に委託する場合の運搬に要する経費、郵送代等
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の作成に要する経費
旅費	出展に要する交通費（1名分の実費）、宿泊費等の経費 ※宿泊費等について、白河市職員等の旅費に関する条例第19条に定めるもので、甲地方：13,100円、乙地方：11,800円を上限とする。（甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち白河市職員等の旅費の支給に関する規則（以下「規則」という。）で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で規則で定めるものをいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。）
通訳費	現地での通訳に要する経費

- 申請期限
- 令和8年2月27日（金）まで 申請期限内であっても、予算に達し次第、受付を終了します。

【申請にかかる提出書類】※概ね2週間前までに提出してください。

☐ 補助金等交付申請書

☐ 事業者等概要（第1号様式）

☐ 事業計画書（第2号様式）

☐ 収支予算書（第3号様式）

☐ 展示会等の開催概要がわかるもの（チラシ等）

☐ 納税証明書（納期が到来している過年度分を含めたすべての課税額に未納がない証明）

☐ 住民票等（個人事業主の場合）
又は登記事項証明書（法人の場合）

【実績報告にかかる提出書類】

※補助事業が完了した日（すべての支払い終了後）から20日以内に実績報告を行ってください。

☐ 補助事業等実績報告書

☐ 結果報告書（第5号様式）

☐ 収支決算書（第6号様式）

☐ 補助対象経費の支出を証する書類の写し

【交付申請時と補助対象事業の内容が変更になる場合】

☐ 補助事業等内容変更等承認申請書

☐ 変更収支予算書（第4号様式）により報告を行ってください。

【申請・お問い合わせ先】

白河市産業部商工課 商工振興係

〒961-0053 福島県白河市中田140 白河市産業プラザ人材育成センター内
TEL：0248-21-5910 MAIL：shoko@city.shirakawa.fukushima.jp

詳しくは市のHP掲載の募集要項をご確認ください

